

# お知らせ

## まちのデータ

(令和2年(2020年)6月末日現在)

人口	2万6,233人	交通事故発生件数	52-5384
男	1万2,405人	(6月中、物損含む)	52-7855
女	1万3,828人	有田川町49件	52-4882
1万645世帯		死者0人 負傷2人	52-3055
		湯浅警察署調べ	52-5474

お問い合わせ  
電話番号



吉備庁舎  
金屋庁舎  
清水行政局

52-2111

23	- 0001	張絡出張
22	- 0351	出連出出道
22	- 0254	山生郷諺
26	- 0001	城粟五安水
52	- 5356	A L E C (アレック)
52	- 4730	

環境	52-5384
プラス休日	52-7855
有	52-4882
セック急田	52-3055
子育て支援センター	52-5474
有田川町少年センター	090-7966-1697
	52-8744

### 子育て

#### 新型コロナウイルス関連 ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯を支援するため臨時特別給付金が支給されます。

#### 基本給付

- ・給付額／1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
- ・支給対象者

- ①令和2年(2020年)6月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ↓申請不要
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限りません) ↓申請が必要
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方 ↓申請が必要

#### 追加支給

- ・給付額／1世帯5万円
- ・支給対象者／基本給付支給対象者の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方 ↓申請が必要

●申請先／やすらぎ福祉課(金屋庁舎)  
※基本給付支給対象者の②③に当て

はまる方と、追加支給の支給対象者に当てはまる方は申請いただいた後、支給要件に該当するの審査を行います。

問やすらぎ福祉課(金屋庁舎)

### 福祉

#### 各種手当を受けている方は「現況届」をお忘れなく

- ・児童扶養手当
- ・特別児童扶養手当
- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当

#### 現況届とは

現況届は、現在手当を受けている方の今後1年間の受給資格を審査するもので、提出が義務付けられています。手当が支給されているか、停止されているかを問わず、すべての受給者は現況届を届け出なければなりません。なお、届け出をしないと手当を受けることができません。また、2年間現況届を提出しないと、受給資格がなくなります。

児童扶養手当で「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を送付している方については、現況届と併せて届け出をお願いします。

●受付期間／各種手当によって異なります。

※受給資格がなくなった時、氏名や住所を変更した時なども、届け出が必要です。

問やすらぎ福祉課(金屋庁舎)

### 健康

#### 一緒に「健康づくり」を始めませんか? 令和2年度健康推進員を募集

有田川町では、和歌山県健康推進員養成事業を受け、令和2年度(2020年度)健康推進員養成講座を実施します。健康づくりの基礎知識を学び、一緒に楽しく活動を始めませんか。

●健康推進員とは／ご自身や家族、地域住民への「健康づくり」に関する啓発活動を担う人のことをいいます。

#### 実施日時(いずれかを選択)

- ・9月10日(木) 12時50分～16時30分
  - ・10月2日(金) 12時50分～16時30分
- 場所／有田振興局3階大会議室(湯浅町湯浅2355-1)

#### 受講料／無料

#### 定員／15人(先着順)

#### 申込受付期間／8月25日(火)まで

#### 申し込み方法／電話

申問健康推進課(金屋庁舎)